



平成 27 年 6 月 1 日

各 位

東京都品川区東品川四丁目 12 番 8 号
株 式 会 社 S J I
代表取締役会長兼社長 石濱 人樹
(JASDAQ: 2315)

問合せ先:

経営企画本部 副本部長 藤 井 肇
TEL 03-5769-8200 (代表)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において「定款の一部変更の件」を平成27年6月29日開催予定の第26期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 将来の機動的な資本政策のため、現行定款第5条の発行可能株式総数を830,556,000株に変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、定款の一部を変更いたします。
 - ① 改正会社法が施行されたことに伴い、(i)主要な孫会社である子会社株式を売却する際に会社法467条第1項第2号の2の適用の有無が不明確と思われるところ、かかる場合であっても株主総会の特別決議を要することを明確にする規定を新設し、(ii)会社の意思決定を円滑に行うため、会社法第206条の2第5項および第244条の2第6項に基づき、株主総会の決議の定足数を緩和する旨の規定を新設するものであります。
 - ② 責任限定契約を締結できる会社役員の範囲が変更されました。当該法律により、新たに責任限定契約を締結できることとなる業務執行を行なわない取締役及び社外監査役でない監査役についてもその期待される役割を充分発揮できるように、現定款第28条(取締役の責任免除)第2項及び第39条(監査役の責任免除)第2項の規定の一部について、所要の変更を行なうものであります。

なお、当該定款変更に関しては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1条～第4条 <条文省略></p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>331,119,600株</u>とする。</p> <p><条文省略></p> <p>(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>3 <新設></p> <p>4 <新設></p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423</p>	<p>第1条～第4条 <条文省略></p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数) 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>830,556,000株</u>とする。</p> <p><条文省略></p> <p>(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>3 <u>前項のほか、当社子会社の株式又は持分の全部又は一部の譲渡であり、イ) 当該譲渡により当社又は当社子会社が譲り渡す当該子会社の株式又は持分の譲渡の帳簿価額が、当社の総資産額の五分の一相当額を超え、かつ、ロ) 当社又は当社子会社が効力発生日において当該子会社に対する議決権の総数の過半数の議決権を有しないときも、前項と同様の決議を行う。</u></p> <p>4 <u>会社法第206条の2第5項及び同法第244条の2第6項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第28条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>（監査役の責任免除） 第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>（監査役の責任免除） 第39条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、300万円以上であらかじめ定めた額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月29日（月）
定款変更の効力発生日 平成27年6月29日（月）
（発行可能株式総数の効力発生日は、平成27年7月1日（水））

以 上